

マイナンバー制度における個人情報保護と戸籍制度における個人情報保護 について

1 新システムにおける戸籍情報保護方針の検討（制度面における検討の進め方とシステム面との関係について）

秘匿性の高い情報を取り扱う戸籍事務にマイナンバー制度を導入するに当たっては、制度面（個人情報保護措置）及びシステム面（情報セキュリティ対策）の観点から、戸籍情報保護方針を定める必要がある。

そこで、戸籍情報保護方針の検討における本研究会とシステムワーキンググループでの論点を整理する必要がある。その上で、まずは、戸籍制度とマイナンバー制度における個人情報保護措置についての適合性に係る検討を行う。一方、システム面では、個人情報保護の観点からの戸籍情報保持形態の比較評価を行うとともに、制度的な観点からも戸籍情報保持形態の比較検討を行い、最適な保持形態を決定することとなる。

また、上記の比較評価の検討を踏まえ、制度的な観点から、特定個人情報としての戸籍情報の取扱いの考え方（戸籍情報をどのように入手、使用、保管するのか、どこに提供するのか等）について検討を行い、これを踏まえてシステム的な保護措置を検討することとなる。

2 現行の戸籍法と個人情報保護法制との関係について

現行の戸籍法制上、既に様々な個人情報保護の方策がとられている（第2回研究会参考資料4「戸籍法制上の個人情報保護措置」参照。（注1））。

秘匿性の高い個人情報である戸籍情報を取り扱う戸籍事務にマイナンバー制度を導入するに当たっては、こうした方策に加え、現行の番号法上の個人情報保護措置（第2回研究会参考資料2・16ページ参照。（注2））について検討し、これらの制度上の差異を整理した上で、戸籍情報保護方針を定める必要がある。

（注1）戸籍法制上の個人情報保護措置（第2回研究会参考資料4）

1 戸籍の記録の保全及び保護に関する取扱い

戸籍の記録の保全及び保護に必要な措置については、次のとおり取り扱われている（平成6年11月16日法務省民二第7000号民事局通達の第1）。

（1）情報漏洩を防止するための措置

戸籍事務を電子情報処理組織によって取り扱う場合、市区町村長は、磁気ディスクをもって調製された戸籍及び除かれた戸籍の滅失及びき損並びにこれらに記録されている事項の漏えいを防止するために必要な措置を講じなければならないこととされている。

(2) 必要な措置の具体的内容

戸籍事務を電子情報処理組織によって取り扱う市区町村長が講ずべき戸籍情報の保全及び保護に必要な措置の具体的内容については、次のアからクに掲げられた事項を実施しなければならないこととされている。

ア 管理体制

戸籍事務を電子情報処理組織によって取り扱う市区町村長は、戸籍情報を適切に管理するために、管理責任者、事務担当者、事務担当者の担当事務の範囲等及びその権限と責任の所在を明確にしておかなければならないこととされている。

イ 研修等

職員の誤操作による戸籍データのき損を防止するために、職員に対し、戸籍データの重要性及びプライバシー保護に関する意識の高揚を図るとともに、電子情報処理組織の操作方法の周知徹底を図るため、事故発生時のマニュアルをあらかじめ作成し、職員に周知することとされている。

ウ 戸籍データ等の管理

磁気記録及びプログラムを適切に管理することとされ、例えば、保護管理者は、定期的には又は随時、磁気記録及びプログラムの異状の有無を点検しなければならないこととされている。

媒体及び出力帳票の管理については、保護管理者は、記録媒体及び出力帳票の保管を適正に行うため、これらの授受及び保管の記録、保管場所の指定、廃棄の方法等について必要な措置を講じなければならないとされ、磁気テープ及び出力帳票の廃棄については、特に確実に行う必要があるとされている。

エ ドキュメントの管理

ドキュメントは、施錠のできる保管場所に保管することとされ、保護管理者は、ドキュメントの保管を適正に行うため、その保管場所の指定、廃棄の方法等について必要な措置を講じなければならないとされ、ドキュメントを複写し、又は持ち出すときは、保護管理者の承認を得なければならないとされている。

オ パスワード等の管理

戸籍情報システムは、戸籍記録を保全し、その漏えいを防止するため、事前に登録されたパスワード、識別カード等によって、端末装置の操作者が正当な権限を有する者であることを確認した上でなければ、端末装置の操作をすることができない機能を有するものとされ、戸籍事務を処理する電子情報処理組織では、端末装置の操作者を確認するために事前に登録されたパスワード、識別カード等を使用しなければならないこととされている。

カ 機器等の管理

コンピュータ、磁気ディスク等については、障害、盗難、戸籍情報の漏えい等を防止するため、独立した電子計算機等を設けるなどして適切な設置及び管理をすることとされている。

端末装置の設置については、その操作画面及び処理内容が第三者に知られることがないようにしなければならないとされ、第三者の事務室内への立入りの場合も想定して、端末装置の設置に配慮しなければならないこととされている。

キ 保管施設の管理及び保安

コンピュータ等の設置施設及び戸籍データの保管施設は、通常、独立した電子計算機室等を指し、独立した電子計算機室を設けない場合には、部外者の立入りを排除、制限する措置を採り、コンピュータ等に部外者が接近できないような措置をとらなければならないこととされている。また、防火、地震対策、水害対策等、コンピュータ等の保全に万全を期さなければならないこととされている。

ク 事故発生後の措置

事故が発生した場合には、事故の経緯、被害の状況等を調査し、復旧のため必要な措置を講じなければならないこととされ、万一、事故により戸籍の記録が滅失したときは、遅滞なく管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局に申報しなければならないこととされている。

(3) 戸籍情報システムが有している機能

戸籍情報システムは、戸籍データを保護するため、一連の戸籍事務処理の手順を経なければ、戸籍記録の変更、追加、又は削除をすることができない機能、戸籍記録において変更、追加又は削除をした場合は、その旨の記録とともに、従前の記録をも保存する機能、パスワード、識別カード等によって、端末装置の操作者が正当な権限を有する者であることを確認した上でなければ、端末装置の操作をすることができない機能、他の事務を処理する電子情報処理組織から戸籍記録に直接アクセスすることができない機能及びシステムに接続された電気通信回線を通じて戸籍記録が第三者に知られることを防止するための回線を制御する機能を有している。

2 戸籍の公開制度と罰則規定

平成20年に施行された戸籍法の一部改正により、第三者が戸籍謄本等の交付請求を行う場合は、法律に定める要件を満たす場合に制限され（戸籍法第10条の2）、交付請求の際に市区町村の窓口に出頭した者等の本人確認を行い（同第10条の3第1項）、窓口に出頭した者が請求者と異なる場合は代理権限等の確認を行うこととされている（同条第2項）。そして、偽りその他不正の手段により戸籍謄本等又は除籍等本当の交付を受けた者に対する過料の制裁を強化し、30万円以下の罰金に処することとされている（同第133条）。

3 守秘義務

戸籍事務を処理している市区町村の職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならないとされており（地方公務員法第34条第1項）、これに違反する行為がある場合には、懲戒処分の対象となるほか、処罰の対象とされている（同法第29条第1項第2号、第60条第2号）。

(注2) 番号制度上の個人情報保護措置（第2回研究会参考資料2・16ページ参照）

番号法上、制度面における保護措置として①番号法の規定によるものを除き、特定個人情報の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止（番号法第20条、第28条）、②特定個人情報保護委員会による監視・監督（番号法第50条から第52条まで）、③特定個人情報保護評価（番号法第26条、第27条）、④罰則の強化（番号法第67条から第77条まで）、⑤マイナポータルによる情報提供等記録の確認（番号法附則第6条第5項）等の措置が講じられている。

また、システム面における保護措置として、①個人情報を一元的に管理せず、分散管理を実施、②個人番号を直接用いず、符号を用いた情報連携を実施、③アクセス制御により、アクセスできる人の制限・管理を実施、④通信の暗号化を実施することなどの措置が講じら

れている。

3 現行の戸籍法制とマイナンバー制度上の個人情報保護措置との関係での論点について

戸籍情報保護方針を検討する上で、まずは現行の戸籍法制とマイナンバー制度上の個人情報保護措置との関係を整理する必要がある。ここでは、以下の論点が問題となり得るが、この点について、どのように考えるか。

また、これら論点以外に、制度上検討すべき論点はあるか。

【問題となり得る論点】

(1) 情報提供ネットワークシステムを利用した公用請求に係る情報提供等の記録の不開示可否の整理

戸籍法上、国及び地方公共団体を含む第三者が戸籍謄本等の交付請求を行うことができる場合は、法律に定める要件を満たす場合に制限し（法第10条の2）、本人確認及び請求の任に当たっている者の権限確認を行っており、個人情報保護措置の一つと位置付けられる。

他方、マイナンバー制度においては、国や地方公共団体が、情報提供ネットワークシステムを利用して特定個人情報に係る情報連携を行った場合には、情報提供等の記録が保存され、マイナポータルにおいて、本人は、当該情報提供等の記録について確認することができることとされている。

そこで、戸籍事務にマイナンバー制度を導入するに当たっては、マイナンバー制度における上記措置の戸籍事務への適用が問題となる。

(2) 法第126条における戸籍情報提供と番号法第19条の整理

統計の作成又は学術研究を目的として、公益性が高く、目的を達成するために戸籍情報を利用する必要があると認められる場合には、法第126条に基づき、必要な限度でこれらの情報を提供することができる。

他方、マイナンバー制度では、番号法第19条において特定個人情報を提供することができる場合が限定されている。

そこで、法第126条に基づく取扱いについて、マイナンバーを含めた特定個人情報の提供が必要となる場合において、情報の提供が可能となる余地があるか否かが問題となる。

4 その他（システムワーキンググループにおける議論）について

第7回システムワーキンググループにおいては、主としてシステム面からの戸籍情報保護方針に係る検討の進め方について確認の上、保護すべき情報及び想定されるリスクの整理に当たって持つべき視点、考え方等について検討を行った。